

■ 明和町建築物耐震改修促進計画 概要版

1 計画策定の背景

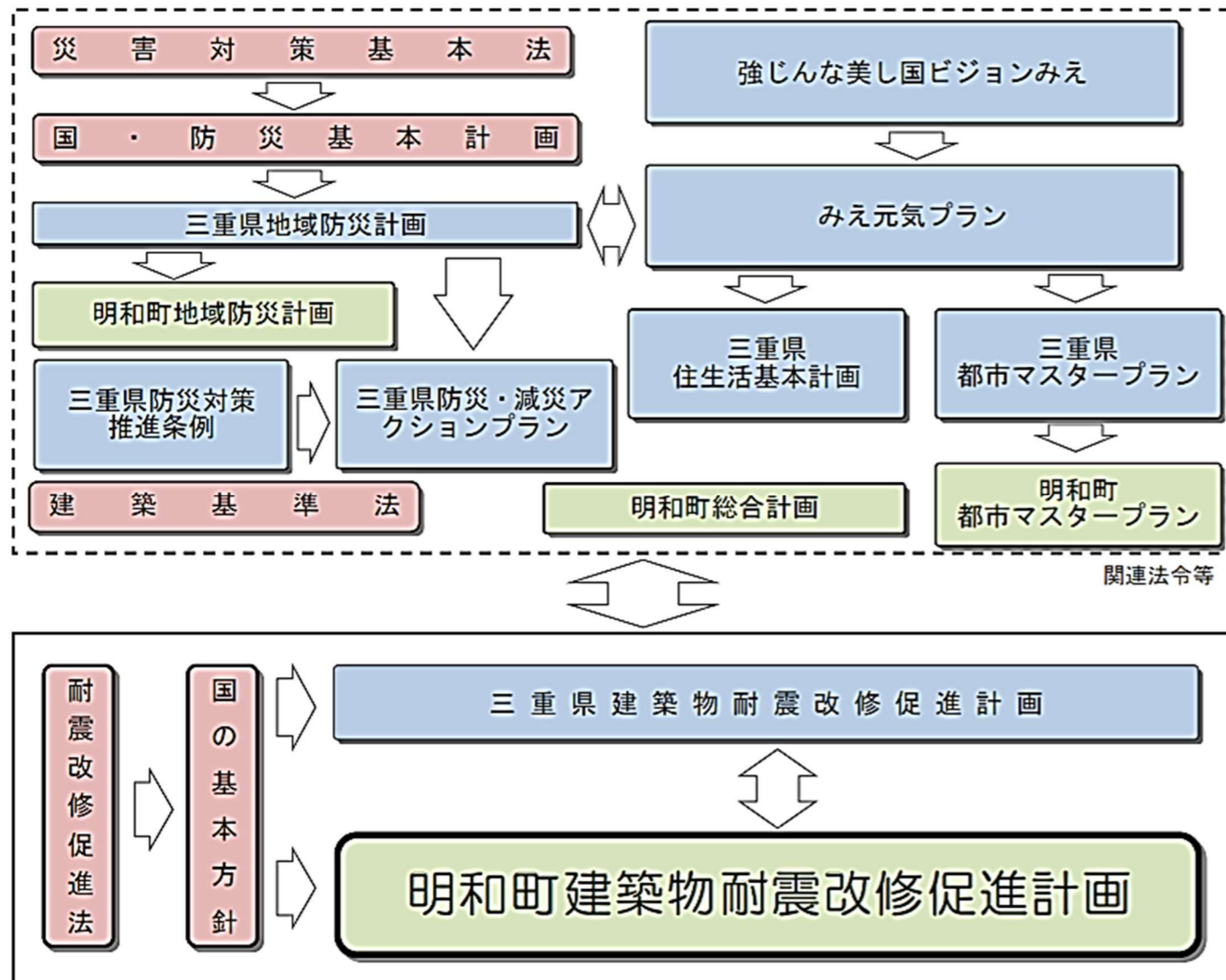
令和3年に改定した明和町建築物耐震改修促進計画の計画期間が、令和7年度末までであることから、令和8年度当初からの運用に向けて改定します。なお、改定にあたっては以下の内容をふまえ、計画の策定を行います。

○南海トラフ地震等の発生切迫性

○国が定めた基本的な方針「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年国土交通省告示第184号）

○三重県建築物耐震改修促進計画

2 計画の位置づけ



3 計画の目的等

(1) 計画の目的

本計画の目的は、住宅・建築物の耐震化の目標を明らかにするとともに、目標を達成するための具体的な施策を定め、それに取り組むことにより、町内における地震による住宅・建築物の被害を軽減し、町民のみなさんの生命や財産を守るために策定するものです。

(2) 対象区域、計画期間、対象建築物

① 対象区域：明和町全域 ② 計画期間：令和8年4月から令和13年3月までの5年間 ③ 対象建築物

本計画では、すべての住宅・建築物を対象とします。特に、昭和56年5月31日以前に建築された^(※)住宅及び特定既存耐震不適格建築物を対象に耐震化を図っていきます。

※ 住宅又は建築物で、昭和56年5月31日以前に建築されたものを「旧耐震基準」という。

4 基本的な取組方針

① 建物所有者の主体的な取組

住宅・建築物の耐震化の促進に当たっては、自助・共助・公助の原則を踏まえ、まず、建物所有者が自らの問題であり、かつ、地域の問題であることを認識し、主体的に取り組むことが不可欠です。

また、地震による住宅・建築物の被害及び損傷が発生した場合、自らの生命と財産はもとより、道路閉塞や出火等、地域の安全性に重大な影響を与えかねないということを十分に認識し耐震化に取り組んでいただく必要があります。

② 町の支援

町は、建物所有者の主体的な取組を支援するため、耐震診断や耐震改修。

また、震災対策上公共性が高い等、公共的な観点から必要がある場合には、財政的支援を行うものとします。

③ 関係者との連携

県、町、関係団体及び建物所有者等は、適切な役割分担のもとに、住宅・建築物の耐震化の促進に取り組むものとします。

5 計画の目標

(1) 住宅の耐震化率と目標

令和5年の住宅・土地統計調査（総務省統計局調査）によると空き家を含む住宅総数は9,020戸、うち居住世帯のある住宅総数は8,390戸でした。この統計調査を基に、町内の空き家等を除いた居住世帯のある住宅のうち耐震性のある住宅数を推計すると、7,331戸となります。これを基に算出した「居住世帯のある住宅総数のうち耐震性のある住宅戸数の割合」（以下「耐震化率」という。）は87.4%となります。一方、耐震性のない住宅は1,059戸（12.6%）と推計されます。

国においては、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）」の中で、住宅について令和17年までに耐震性が不十分なものをおおむね解消、また、「第1次国土強靱化実施中期計画」の中で、住宅の耐震化率を令和12年までに95%、令和17年までに耐震性が不十分なものをおおむね解消とする目標を設定しています。一方、明和町における住宅の耐震化率は、前掲の表にあるとおり令和5年度末推計値で87.4%であり、国の掲げる目標に達していません。このことから、明和町における住宅耐震化率を令和12年までに95%以上にすることを目標とします。

目標達成に向けては、耐震化を推進すべき区域や世帯を中心に広報やホームページ、相談会の案内等普及啓発に取り組み、町民一人ひとりの防災に関する意識を高めることにより、自発的な耐震化への取り組みを促し住宅の耐震化を図ります。

(2) 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

多数の者が利用する建築物については、基本的には全ての多数の者が利用する建築物について耐震化を進めていく必要がありますが、いつ発生するか分からない大規模地震に対する対策として、地震発生時に使用可能な状態を確保する必要性が高い建築物から優先的に耐震化を進めることが求められます。

明和町においても、多数の者が利用する建築物の分類（本計画P12、A-I～C-II：6分類）における優先度に沿って耐震化に取り組むところですが、現在町内においてはA-I～C-IIの建築物について、すでに全ての建築物の耐震化が実現している状況です。

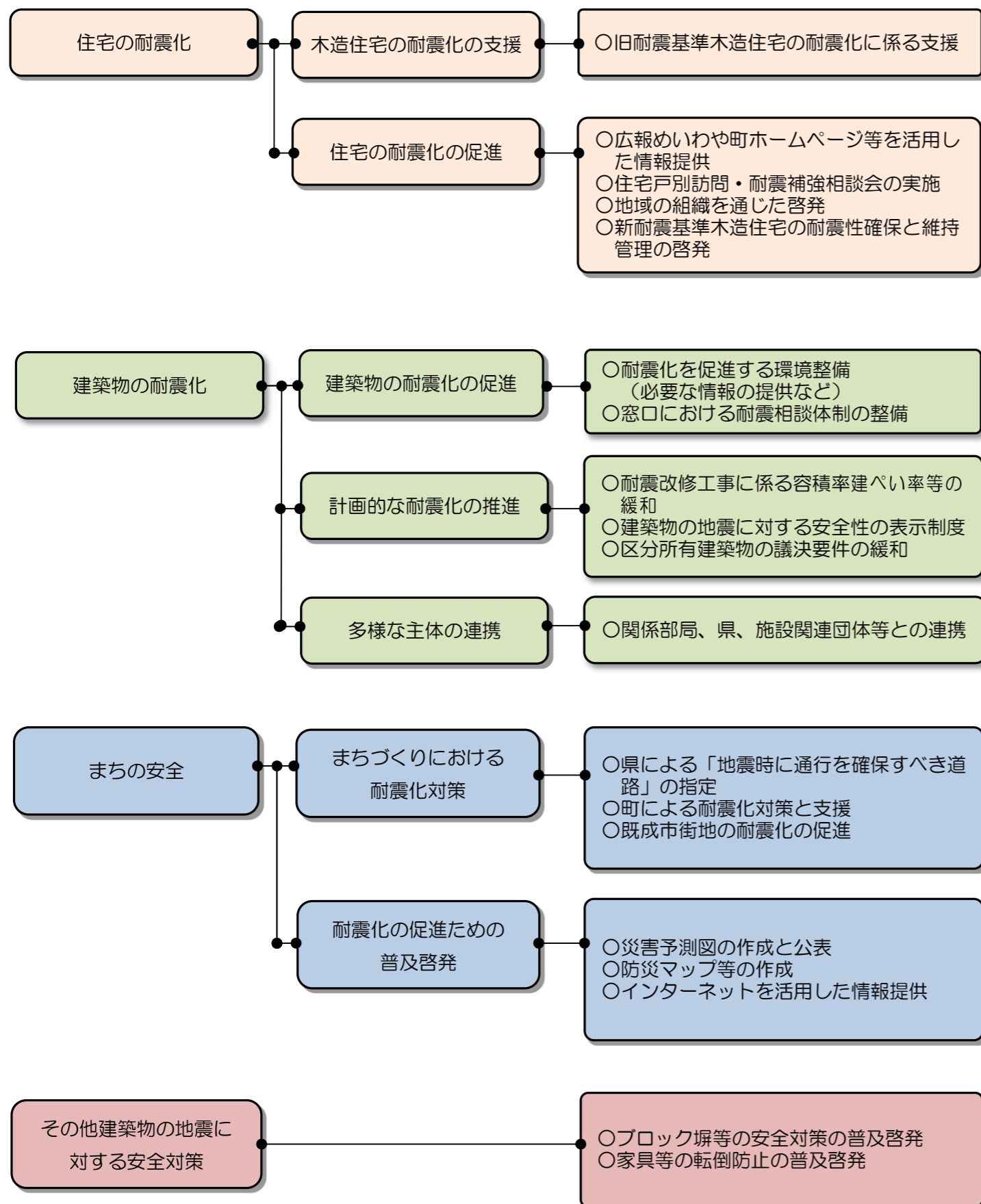
明和町における住宅耐震化の状況

明和町における住宅戸数	R05年度	
居住世帯のある住宅総数	8,390	
耐震性のある住宅戸数 (①+②) (耐震化率)	7,331 (87.4%)	
昭和56年以降建築①	6,580	
昭和55年以前建築の住宅総数	1,810	
耐震性あり	木造住宅	588
	木造以外の住宅	163
計②		751
耐震性なし	木造住宅	1,002
	木造以外の住宅	57
計		1,059 (12.6%)

住宅耐震化率の目標

	R5年度 統計調査に基づく推計値	R12年度 (目標年度)
耐震化率 (目標値)	87.4%	95%以上

6 住宅・建築物の耐震化のための施策



(参考) 主な補助制度概要

事業名	概要
木造住宅耐震診断等事業	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅について、診断士を派遣して調査を行い、診断結果と工事概算費用等の情報の提供を行う。 対象建築物：昭和56年5月以前に建築（着工を含む）された3階以下の木造住宅。 【費用：無料】
木造住宅耐震補強設計補助事業	耐震診断の結果「倒壊する可能性が高い、または倒壊する可能性がある」と判定された住宅を、壁の増設や基礎の補強等により、住宅を強くする補強設計を行う場合に補助を行う。 対象建築物：耐震診断評点1.0未満の木造住宅。 【補助上限：18万円(精密診断の場合は34万円)】
木造住宅耐震補強補助事業	耐震診断の結果「倒壊する可能性が高い」と判定された住宅を、壁の増設や基礎の補強等により、住宅を強くする補強工事を行う場合に補助を行う。 対象建築物：耐震診断評点0.7未満の木造住宅。 【補助上限：115万円】
	耐震診断の結果「倒壊の可能性が高い」と判定された住宅を、壁の増設や基礎の補強等により、少しでも住宅を強くする補強工事を行う場合に補助を行う。簡易補強工事。 対象建築物：耐震診断評点0.7未満の木造住宅。 【補助上限：30万円】
	補強工事と同時にリフォーム工事を行う場合に補助を行う。 対象建築物：耐震補強補助を受けて補強する木造住宅。 【補助上限：20万円】
木造空家住宅除却補助	旧耐震基準の木造住宅（空き家に限る）の除却する場合に補助を行う。 対象建築物：昭和56年5月31日以前に建築（着工を含む）された、階数が3以下の木造空家住宅で、耐震診断評点0.7未満のもの。 【補助上限：20万7千円】
耐震シェルター設置費補助金	旧耐震基準の木造住宅に一定の基準を満たした耐震シェルターを設置する場合に補助を行う。 対象建築物：昭和56年5月31日以前に建築（着工を含む）された、3階以下の木造住宅。 【補助上限：50万円】

※補助制度にはそれぞれ対象となる建物の条件や要件が定められています。

※補助金の申請には申請書のほか添付していただく書類があります。詳しくは担当課までお問い合わせください。

※この制度は令和8年3月時点のもので、本計画の期間中に変更される可能性があります。